

平成 28 年度第 2 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会資料

【札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直し】

平成 28 年度第 2 回札幌市子ども・子育て会議（平成 29 年 2 月 3 日開催）において、札幌市子ども・子育て支援事業計画を中間年度（平成 29 年度）で見直すこととし、具体的な審議については認可・確認部会で行うことが了承された。

今後の検討に当たっては、具体的な論点の整理や対応策等について事務局案を示した上で、当該案について部会でご検討いただき、部会としての見直し案をとりまとめていくこととしたい。

1 検討スケジュール

下表のとおり、本日の部会を含め全 4 回の審議で検討を行うが、進捗次第で開催回数の増減等是有り得る。また、必要に応じて委員との個別協議を行う。

年 月	内 容
平成 29 年 3 月	事業計画の見直しに係る今後の進め方等についての確認 ①
5 月	供給量確保に当たっての諸課題の把握等 ②
6 月	（国の「基本指針改定」及び「待機児童解消に向けた新計画」公表）
7 月	供給量確保に当たっての諸課題の整理・検討等 ③
8 月	見直し案の確定 ④
9 月	子ども・子育て会議へ見直し案の報告

2 計画見直しに当たっての主な論点

計画の見直しに当たり、現状において考えられる論点は以下のとおり。

(1) 大幅な保育ニーズの増大への対応

先の札幌市子ども・子育て会議でもご審議いただいたとおり、ニーズ量再調査により大幅にニーズ量が増加しており、これに見合う供給量の確保は容易ではない。

また、見直しに当たっては、今春に改定が予定されている国の基本指針も踏まえ、供給量の確保に当たっての基本的な考え方を検討する必要がある。（裏面 国通知参照）

(2) 地域型保育事業の取扱い

「3 号認定児に対する供給量のみが不足した場合は、地域型保育事業により優先的に供給量を確保する」としている現行計画の考え方について、地域型保育事業の拡大により当該事業を卒園した 3 歳以降の児童の保育所・幼稚園等への確実な受入れが困難となっている状況を踏まえ、卒園後の受け皿確保策を含め地域型保育事業の在り方を検討する必要がある。

(3) 目標年次の在り方

現行計画において供給量 $\geq$ ニーズ量とする計画の目標年次を、国の指針等に基づき平成 30 年 4 月としているが、ニーズ量の増加を踏まえると、現実的には当該年度での達成は極めて困難であり、見直しについて検討が必要である。

なお、6 月に予定される国の待機児童解消に向けた新計画において目標年次を定めることとしていることから、計画の目標年次の定め方については、その動向に留意する必要がある。

(4) 保育士の確保

保育の受け皿の拡大に伴い、保育現場の担い手となる保育士が不足し、各園の保育士確保が困難となっていることから、その対策について検討する必要がある。

<参考>国通知

「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（作業の手引きの送付）」（抄）（平成 29 年 1 月 27 日内閣府子ども・子育て本部参事官通知）

5. 必要利用定員総数の確保のための運用上の工夫

既に発出した事務連絡等における待機児童解消等に関する各種事項を最大限活用し、教育・保育施設及び地域型保育施設事業を行う者の確保に向けた各般の取組を進めること。また、下記のような運用上の工夫を行うことなどにより、各年度ごとの必要利用定員総数を確実に確保できるよう、計画的な受け皿整備を行うこと。

- ① 保育所や認定こども園を新たに整備を行った後、4・5歳児定員については、定員割れが生じる一方で、0～2歳児については、定員超過が生じることが多いことに鑑み、運営開始後1～3年目については、4・5歳児定員を少なく設定し、2年目以降については、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行うこと。
- ② 企業主導型保育施設について、企業主導型保育施設の設置者と調整を行い、地域枠について、市町村の利用者支援の対象とした場合には、市町村計画の整備量に含めて差支えないこととする予定であるため、その積極的な活用を図ること。（基本指針を改正予定）
- ③ 都市開発部局と十分に情報共有、連携を行い、大規模マンション等の開発を行う際には、保育所や地域型保育事業所等を併せて整備することにより、社会増に伴い必要となる保育の受け皿を確保すること。
- ④ 必要利用定員総数について、平成 31 年度の必要利用定員総数が、平成 30 年度の必要利用定員総数以上である場合には、認可に係る需給調整においては、各年度の必要利用定員総数に基づき認可を行うのではなく、計画期間の終期である平成 31 年度の必要利用定員総数に基づき行うこととする。（省令・基本指針を改正予定）
- ⑤ 幼稚園において、預かり保育の充実（長時間化・通年化）等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定に関する受け皿の確保策として位置付け、計画に計上することも可能とすること。（基本指針を改正予定）